

令和元年十一月五日受領  
答弁第五五号

内閣衆質二〇〇第五五号

令和元年十一月五日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員山井和則君提出重度訪問介護を通勤途上や就業中でも利用できる制度構築等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出重度訪問介護を通勤途上や就業中でも利用できる制度構築等に関する質問  
に対する答弁書

一及び二について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年五月十日  
衆議院厚生労働委員会）の十及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する  
附帯決議」（令和元年六月六日参議院厚生労働委員会）の十三において、「通勤に係る障害者への継続的  
な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」とされていることを踏まえ、現在、厚  
生労働省において必要な検討を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難  
である。